2　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、次の各号に掲げる輸出物品販売場の許可の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当するときは法第八条第七項の許可をし、当該場合に該当しないときはその申請を却下する。

一　一般型輸出物品販売場（次号に規定する自動販売機型輸出物品販売場以外の輸出物品販売場をいう。次条及び第十八条の五第二項第一号において同じ。）の許可　次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ　法第八条第七項各号に掲げる要件の全てを満たす事業者が経営する販売場であること。

ロ　免税販売手続（輸出物品販売場を経営する事業者が行う法第八条第一項の規定の適用を受けるための手続のうち、購入記録情報の提供等（同条第二項前段の規定による購入記録情報の提供及び同条第三項後段の規定による税関確認情報の受領をいう。以下第十八条の五までにおいて同じ。）並びに法第八条第四項の規定による購入記録情報及び税関確認情報の保存を除いたものをいう。以下第十八条の五までにおいて同じ。）を適正に実施するための必要な体制が整備されていること。

ハ　購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されていること。

二　自動販売機型輸出物品販売場（当該販売場において免税購入対象者に対して譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続及び法第八条第二項前段の規定による購入記録情報の提供が、当該販売場に設置する自動販売機によつてのみ行われる輸出物品販売場をいう。第十八条の五第二項第二号において同じ。）の許可　次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　前号イに掲げる要件を満たすこと。

ロ　免税販売手続及び購入記録情報の提供を行うことができる機能を有する自動販売機の基準として財務大臣が定める基準を満たす一の自動販売機（国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限る。）のみを設置する販売場であること。

3　税務署長は、法第八条第八項の処分又は前項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

4　法第八条第七項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る輸出物品販売場において同条第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同条第七項の許可は、同日限りその効力を失う。

（承認免税手続事業者）

**第十八条の三**　一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、当該一般型輸出物品販売場の免税販売手続に係る事務を、次項の規定による承認を受けた事業者（法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条及び次条第四項第三号において「承認免税手続事業者」という。）の当該承認に係る免税手続カウンター（承認免税手続事業者が他の事業者の免税販売手続を行うための施設設備をいう。以下この条において同じ。）において、当該承認免税手続事業者に委託して行わせることができる。この場合において、当該一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う免税対象物品が当該一般型輸出物品販売場において譲渡した免税対象物品と同一であることを確認できるようにするための措置

二　当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う免税対象物品について、まだ免税販売手続が行われていないことを確認できるようにするための措置

三　その他当該免税手続カウンターにおいて行う免税販売手続に必要な情報の提供

2　前項の規定により委託を受けて一般型輸出物品販売場の免税販売手続に係る事務を行おうとする事業者は、その設置する免税手続カウンターごとに、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならない。

3　前項の承認を受けようとする事業者は、設置しようとする免税手続カウンターの所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に当該免税手続カウンターで行う免税販売手続に係る事務の概要を記載した書類その他の財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、次に掲げる要件の全てを満たすときはその申請を承認し、当該要件のいずれかを満たさないときはその申請を却下する。

一　現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

二　当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を適正に実施するための必要な体制を整備していること。

三　当該事業者が、法第八条第八項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は次項若しくは次条第五項の規定により承認免税手続事業者若しくは同条第一項に規定する承認送受信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

5　税務署長は、承認免税手続事業者が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は第二項の承認に係る免税手続カウンターにおける免税販売手続の状況が特に不適当と認められる場合には、当該承認免税手続事業者に係る同項の承認を取り消すことができる。

6　税務署長は、前二項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

7　承認免税手続事業者は、第二項の承認に係る免税手続カウンターを廃止しようとするときは、その廃止しようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同項の承認は、同日限りその効力を失う。

8　一の免税手続カウンターにおいて、複数の一般型輸出物品販売場において同一の日に同一の免税購入対象者に対して譲渡された免税対象物品につきその法第二十八条第二項に規定する対価の額（以下この項において「合算対象額」という。）を合計して免税販売手続を行う場合であつて、その合計した額が五千円以上であるときは、当該一般型輸出物品販売場のそれぞれにおける法第八条第一項に規定する政令で定める金額は、第十八条第四項の規定にかかわらず、当該一般型輸出物品販売場のそれぞれに係る合算対象額とする。

9　承認免税手続事業者は、第一項の規定により委託を受けて免税販売手続に係る事務を行つた場合には、当該免税販売手続に係る一般型輸出物品販売場を経営する事業者に対し、当該一般型輸出物品販売場を経営する事業者が法第八条第二項前段の規定による購入記録情報の提供を行うために必要な情報を提供しなければならない。

10　承認免税手続事業者は、財務省令で定めるところにより、第一項の規定により委託を受けて免税販売手続に係る事務を行う一般型輸出物品販売場の別に、当該免税販売手続に係る事務に関し記録を作成し、その作成した記録を保存しなければならない。

（承認送受信事業者）

**第十八条の四**　輸出物品販売場を経営する事業者は、当該輸出物品販売場の購入記録情報の提供等に係る事務を、次項の規定による承認を受けた事業者（法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条において「承認送受信事業者」という。）に委託して行わせることができる。この場合において、当該輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報の提供等を行うために必要な情報を当該承認送受信事業者に提供しなければならない。

2　前項の規定により委託を受けて輸出物品販売場の購入記録情報の提供等に係る事務を行おうとする事業者は、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならない。

3　前項の承認を受けようとする事業者は、購入記録情報の提供等に使用する情報システムの概要その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に当該購入記録情報の提供等に係る事務の概要を記載した書類その他の財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。